平成２９年（フ）第８０号
沖縄県宜野湾市赤道２丁目１番３－301号
仲村アパート
債務者　岡坂　健一
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當眞　正姫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３７８号
仙台市太白区八木山弥生町21番40号　コスモ仙台八木山202、従前の住所仙台市若林区沖野２丁目11番13号　アクアパレスＡ201
債務者　沼田　和也
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２４号
横浜市神奈川区羽沢町1695番地１　サンライズ片倉706号
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田鍋　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２５号
横浜市緑区中山町152番地20
債務者　工藤　星準
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古林　能敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０号
滋賀県東近江市今崎町508－３エムフラット301、住民票上の住所滋賀県東近江市五個荘北町屋町41番地11
債務者　野田　秀徳
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０７号
滋賀県近江八幡市篠原町２丁目８番地８
債務者　伊藤　圭子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３４０１号
大阪市阿倍野区旭町１丁目６番１－506号
債務者　村上　和人
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　敬史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１号
愛媛県宇和島市日振島3113番地
債務者　濱　　眞次
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２３０号
静岡県沼津市西間門155番地の２　１Ｆ、前住所静岡県沼津市宮前町15番地の１　越山マンション201
債務者　遠藤　自範
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８４号
高知市寿町７番６号
債務者　田上　純子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８６号
高知市和泉町６番31号
債務者　和田　伸雄
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９７号
高知市薊野北町２丁目25番10号　リットの風１号室
債務者　山本　大地
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８３号
千葉県佐倉市上志津1669番地６　ワークス志津308
債務者　伊藤　幸子（旧姓吉里）
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８０号
川崎市麻生区王禅寺東３丁目36番１号
債務者　川端　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２２号
川崎市多摩区西生田２丁目７番32－501号、前住所東京都杉並区高円寺北３丁目41番12号　ヴィラ物江　202
債務者　下村　洋平
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
川崎市川崎区川中島１丁目11番３号　パークサイド和光　205
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５３号
川崎市多摩区登戸668番地　ベルフォーレ多摩　202
債務者　須藤　涼子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係